

## 1. 入居者資格の特例

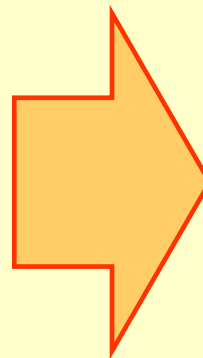
### 【通常時】

○入居収入基準（公営住宅法第23条第1号）

- ・ 政令月収25万9千円（収入分位50%）以下で、条例で定める額  
＜本来階層／裁量階層＞

○住宅困窮要件（公営住宅法第23条第2号）

- ・ 現に住宅に困窮していることが明らか



### 【特別措置】

○入居収入基準（公営住宅法第23条第1号）

- ・ **災害発生日から3年間は適用されない**

○住宅困窮要件（公営住宅法第23条第2号）

- ・ 現に住宅に困窮していることが明らか

※条例で、同居親族要件を規定している場合は、適用除外とする必要

## 2. 特例の対象となる住宅被災市町村の要件

- 以下の表に掲げるいずれかの区分に該当する区域内において災害により滅失した住宅に居住していた者等については、上記1.の特例の適用が受けられる。

	市町村の滅失戸数	当該市町村を含む都道府県及び隣接する都道府県の滅失戸数
区分A	100戸以上又は1割以上	概ね4,000戸
区分B	200戸以上	概ね2,000戸
区分C	400戸以上又は2割以上	概ね1,200戸